

個人住民税の定額減税を実施します！

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税・個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

定額減税の対象となる方

令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が、1,805万円以下である方

* 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

* 次の方は対象外です。

個人住民税が非課税である方

個人住民税均等割・森林環境税(国税)のみ課税である方



減税額（特別控除額）

納税者本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

ただし、その合計額が個人住民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

* 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

* 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において定額減税が行われます。

減税（特別控除）の実施方法

個人住民税の徴収方法によって、減税の実施方法が異なります。

給与特別徴収(給与天引き)の方	令和6年6月分は徴収されず、減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11カ月の期間で徴収します。
普通徴収(納付書払いや口座振替等)の方	第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次控除します。
年金特別徴収(年金天引き)の方	令和6年10月支払分の公的年金より天引きされる税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については、12月支払分以降の税額から順次控除します。

* 定額減税の対象とならない方は、通常通りの徴収方法となります。

* 詳しくは、市ホームページ(右QR)をご覧ください。随時、最新情報を掲載します。



減税（特別控除）の手続き

手続きは不要です。減税(特別控除)後の税額で課税します。

* 対象となる方につきましては、【令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)】または【令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書】に減税額(特別控除額)が記載されていますのでご確認ください。

* 所得税の定額減税(1人当たり3万円)の詳細は、国税庁「定額減税特設サイト」をご覧ください。

問い合わせ先…税務課 内線2259

広報ごしょがわらバックナンバー

広報ごしょがわらは、各ご家庭への配布に加え、市ホームページでも公開しています。最新号のほか、過去に発行したのもバックナンバーとして公開しており、全ての記事をカラーでご確認いただけますので、ぜひ右QRからご覧ください。

